

# 東北臨床細胞学会会則

## 第1章 名称

第1条 本会は、東北臨床細胞学会と称する。

## 第2章 目的および事業

第2条 本会は、東北地区における臨床細胞学の進歩と普及を目的とし、会員相互の親睦を図る。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. その他必要な事業

第4条 本会の本部は、理事長の定めるところにおく。

第5条 日本臨床細胞学会が関与する研修会、ワークショップ、セミナーを東北地区で主催する会員は、補助金10万円を上限として役員会に諮ることができる。

## 第3章 会員

第6条 本会は、東北六県いずれかの臨床細胞学会に所属する会員により構成される。

第7条 会員は、本会が開催する集会に出席して業績を発表し、発言することができる。

第8条 会員が退会し、または転居する場合には、県学会を通して本部に通知しなければならない。

第9条 本会に多大の貢献をしたものは、役員会の決議に基づいて、名誉会員に推薦されることがある。

第10条 本会の事業に寄付その他の援助を与える団体または個人を、賛助会員とすることができる。

## 第4章 役員

第11条 本会の役員は下記により構成される。

- 1) 東北六県より推薦された各県5名の理事
- 2) 理事長推薦若干名（各県3名以内）の理事

第12条 理事長1名をおく。

- 1) 理事長は、本会を代表し会務を主宰する。
- 2) 理事長は、理事の互選によって定める。
- 3) 理事長の任期は2年とし、2期4年を限度とする。
- 4) 理事長の選出方法については別途細則に定める。

第13条 副理事長1名をおく。

- 1) 副理事長は、理事長を補佐する。
- 2) 理事長が事情により職務の遂行が不可能なときは理事長の職務を代行する。
- 3) 副理事長は、理事長が指名する。

第14条 監事1名をおく。

監事は理事の中より理事長が指名する。

第15条 総務、学術、会計の各担当理事は理事の中より理事長が指名する。

第16条 役員会は、会務に関する重要事項を審議し会務を執行する。

第17条 役員は選出年度の3月31日現在満65歳以下の者とする。役員任期は2年とし、再任を妨げない。

## 第5章 学術集会

第18条 本会は、年一回の学術集会を開催する。学術集会会長の選出は役員会にて協議し決定する。

第19条 学術集会の他に、研修会や講演会などを主催することができる。

## 第6章 会計

第20条 本会の経費は、各県学会分担金、寄付金などをもって充当する。

第21条 分担金の額および納入方法は、役員会にて定める。

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 会則の変更

第23条 会則の変更は、役員会の承認を経て行われる。

### 附則

本会則は、昭和59年7月15日から実施する。

本会則は、平成6年7月9日一部改定。

本会則は、平成28年4月1日一部改定。

本会則は、平成29年7月1日一部改定。平成30年7月7日から実施する。

本会則は、令和5年7月1日一部改定。

## 東北臨床細胞学会細則

1. 理事長は学術集会に併せて開催される役員会において選出する。
2. 理事長候補者が複数ある場合は役員会に出席している役員による多数決で決定する。
3. 理事長の任期は学術集会の翌日から2年後の学術集会の当日（最終日）までとする。
4. 各県より推薦される理事は、原則として医師と細胞検査士で構成される。
5. 本会の本部は当分の間、宮城県対がん協会内におく。
6. 理事長は、学術集会を含む本学会活動状況を、日本臨床細胞学会理事長に報告する。
7. 細則の変更は役員会の承認を経て行われる。
8. 理事任期は2年（会則）で、期間は4月1日より2年後の3月31日までとする。
9. 副理事長、監事、会務担当（総務、学術、会計）の任期は理事長と同じく2年後の学術集会までとする。  
但し、次期理事に再任されなかった場合は理事の任期の終了と同じくその任期を終了する。  
欠員となった役職については必要に応じて、残期間（4月1日から学術集会まで）を任期として、理事長が新理事の中から指名する。
10. 理事長が次期理事に再任されない場合であっても2年後の学術集会当日まで理事長として継続する。
11. 理事に欠員が生じた場合は、当該県から理事候補を理事長に推薦することができ、理事長の承認を得る。任期は前理事の残期間とする。

### 附則

本細則は、平成29年7月1日一部改定。平成30年7月7日から実施する。

本細則は、令和元年7月6日一部改定。

本細則は、令和5年7月1日一部改定。